

平成19年度愛媛県食品衛生監視指導計画(案)に寄せられた意見について

| 寄せられた意見 | 県の考え方 |
|---|---|
| <p>計画(案)は、とりくみを強める部分や昨年度からの変更部分が、県民に容易に伝わるよう工夫をお願いしたいと思います。そうした工夫が、県民にとって意見を出しやすい、計画(案)になることと思います。</p> | <p>ご指摘のとおり、今後、一層県民の皆様にご理解いただけるような表記に努めたいと考えております。</p> |
| <p>無いにこしたことはありませんが、万一の大規模な食中毒や食にまつわる被害等が発生した場合の危機管理などのマニュアルの整備はなされているのでしょうか?もし未整備であれば、必要な検討をお願いします。</p> | <p>「愛媛県健康危機管理要綱」に基づき定められた「愛媛県食中毒対策要綱」及び「愛媛県食中毒調査マニュアル」を整備しており、万一の際にはこれに基づき対応することとしております。</p> |
| <p>昨年度、食品中の残留農薬を規制するポジティブリスト制度が施行されたことを踏まえ、防かび剤に限らず輸入農産物の残留農薬等についての検査を強化されたい。また、このための検査体制や検査機材の充実をお願いしたい。</p> | <p>食品中の残留農薬等を効率的に一斉分析できる機器を整備して、県内産農産物に加え輸入農産物についても、ポジティブリスト制度に対応した検査を実施しております。今後も、検査体制の充実強化を図ることといたします。</p> |
| <p>魚介類の環境汚染物質については、有機スズ化合物に限らず、環境ホルモン物質についても検査の拡大をはかれることをお願いします。</p> | <p>内分泌かく乱化学物質の種類やその健康への影響については不明な点も多く、現在、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省で分担して研究が進められております。県ではこうした研究結果や検討状況の情報収集に努め、対処していくこととしております。</p> |
| <p>アレルギー物質や遺伝子組み換え食品の検査についても、消費者にとって不安要素の一つであり引き続き充実をお願いします。</p> | <p>遺伝子組換え食品にかかる表示が適正に行われているかどうかの検査を、19年度も実施いたします。</p> |
| <p>引き続き県民講座等を通じたリスクコミュニケーションの充実をお願いします。</p> | <p>19年度も食の安全・安心県民講座の開催を予定しております。内容の充実を図ることといたします。</p> |
| <p>「愛媛県食の安全推進本部」の会議の開催結果と議事内容の報告について、ホームページ等を通じて、広く県民に情報提供していただくよう要望します。</p> | <p>ホームページ等による情報提供は、適宜実施していくことといたします。</p> |